

令 8 調 3 ・ 4 ・ 9 号線ほか 1 路線
道路予備修正設計委託

調布市 都市整備部 まちづくり推進課

委託設計書

				設計者		係長		課長補佐		課長	
令和8年度 一般会計	款	土木費	項	都市計画費		目	街路事業費		節	委託料	

施工(実施)箇所	調布市東つつじヶ丘3丁目49番地先から西つつじヶ丘4丁目42番地先まで	工事(委託)番号 第 9 号
----------	-------------------------------------	----------------

令8調3・4・9号線ほか1路線道路予備修正設計委託

総委託費 ￥ —

委託費 ¥

内訳 消費税相当額 ￥

工期（実施期間） 令和 9 年 3 月 31 日

市 布 調

施工（実施）理由

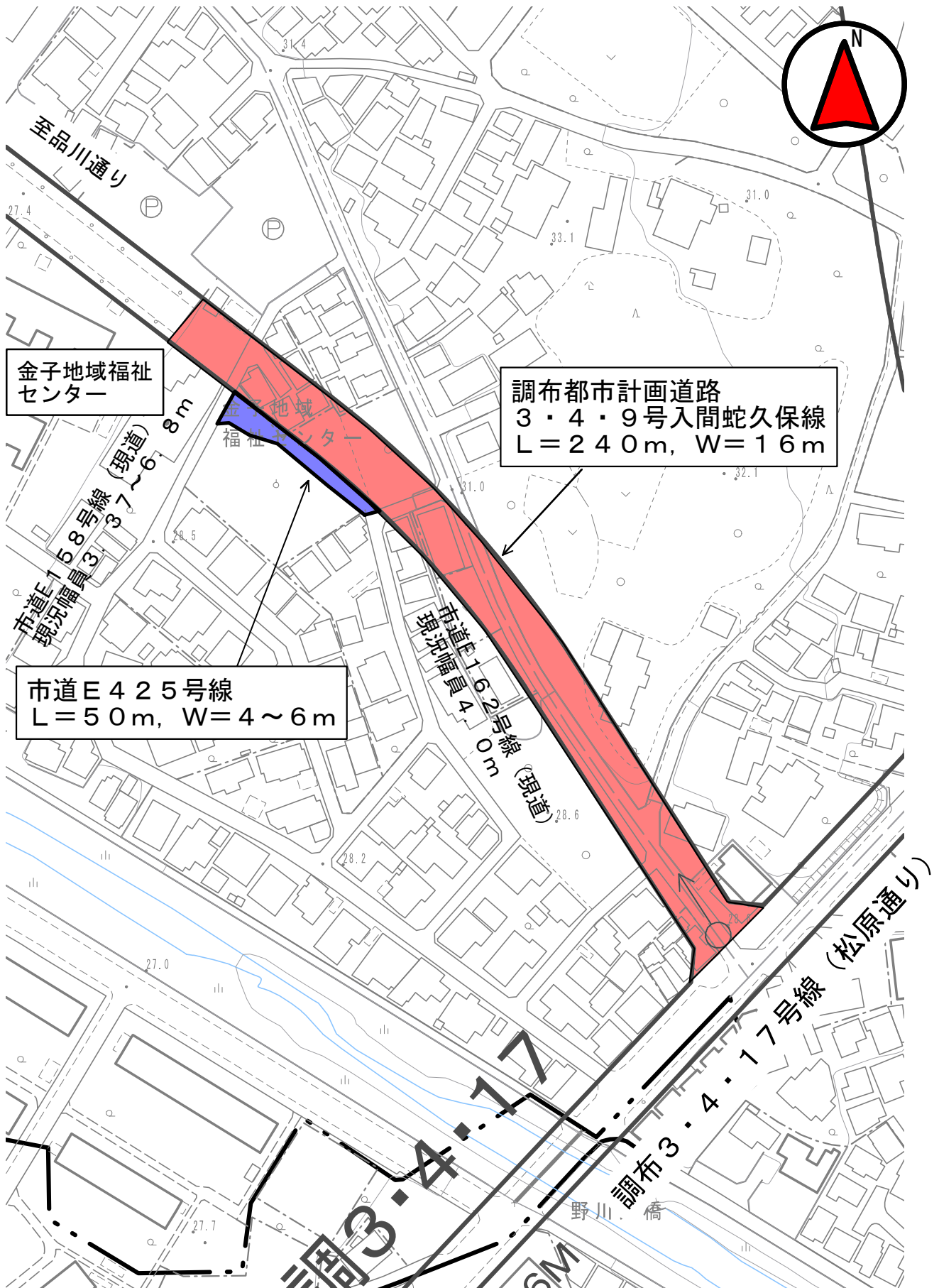
調布都市計画道路3・4・9号入間蛇久保線及び市道E425号線について、
道路予備修正設計を委託するものです。

委 託 内 容

別紙のとおり

設計説明

案内図



令8調3・4・9号線ほか1路線道路予備修正設計委託
委託箇所：調布市東つつじヶ丘3丁目49番地先から
西つつじヶ丘4丁目42番地先まで

[件 名] 令8調3・4・9号線ほか1路線道路予備修正設計委託

委 託 総 括 書

[委託業務名]

委 託 項 目 ・ 工 種 ・ 種 別	内 容 (数量)	金 額 円	摘 要
道路予備修正設計 (調布3・4・9号線)			
道路設計	一 式		
道路設計	一 式		
道路予備設計	一 式		第 1 号表内訳のとおり
平面交差点設計	一 式		
平面交差点予備設計	一 式		第 2 号表内訳のとおり
打合せ (道路設計)	一 式		
打合せ	一 式		
打合せ協議	一 式		第 3 号表内訳のとおり
道路構造物設計	一 式		
一般構造物設計	一 式		
一般構造物予備設計	一 式		第 4 号表内訳のとおり
直接人件費計			
旅費交通費	一 式		第 5 号表内訳のとおり
電子計算機使用料	一 式		第 6 号表内訳のとおり
電子成果品作成費	一 式		第 7 号表内訳のとおり
直接経費計			
直接原価			
その他原価	一 式		第 8 号表内訳のとおり
業務原価			
一般管理費等			
委託価格計			

[件 名] 令8調3・4・9号線ほか1路線道路予備修正設計委託 委 託 総 括 書 [委託業務名]
--

[件 名] 令8調3・4・9号線ほか1路線道路予備修正設計委託 委 託 総 括 書 [委託業務名]
--

[件 名] 令8調3・4・9号線ほか1路線道路予備修正設計委託 委 託 総 括 書 [委託業務名]
--

[illegible]

[件 名] 令8調3・4・9号線ほか1路線道路予備修正設計委託 委託総括書 [委託業務名]			
委託項目・工種・種別	内容(数量)	金額 円	摘要
道路予備修正設計(市道E425号線)			
道路設計	一式		
道路設計	一式		
道路予備設計	一式		第 9 号表内訳のとおり
直接人件費計			
旅費交通費	一式		第 10 号表内訳のとおり
電子計算機使用料	一式		第 11 号表内訳のとおり
電子成果品作成費	一式		第 12 号表内訳のとおり
直接経費計			
直接原価			
その他原価	一式		第 13 号表内訳のとおり
業務原価			
一般管理費等			
委託価格計			
消費税及び地方消費税の額			
委託料計			

[委託名] 道路予備修正設計（調布 3・4・9 号線） 第 1 号 種 別 内 訳 書						
種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単位	単 価	金 額 円	摘 要
道路予備設計						
道路予備設計（B）						
縦断設計		0.24	km			
横断設計		0.24	km			
道路予備修正設計（B）						
設計計画		0.24	km			
現地踏査		0.24	km			
道路付帯構造物及び小構造物設計		0.24	km			
用排水設計		0.24	km			
設計図作成		0.24	km			
関係機関との協議資料作成		0.24	km			
概算工事費		0.24	km			
照査及び報告書作成		0.24	km			

[委託名] 道路予備修正設計（調布 3・4・9 号線） 第 2 号 種 別 内 訳 書						
種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単位	単 価	金 額 円	摘 要
平面交差点予備設計						
予備設計						
平面・縦断設計		1	箇所			
横断設計		1	箇所			
交差点容量・路面表示		1	箇所			
設計図		1	箇所			
関係機関との協議資料 作成		1	箇所			
数量計算		1	箇所			
概算工事費		1	箇所			
照査		1	箇所			
報告書作成		1	箇所			

第 3 号

種 別 内 訳 書

市 布 調

[委託名] 道路予備修正設計（調布 3・4・9 号線） 第 4 号 種 別 内 訳 書						
種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単位	単 価	金 額 円	摘 要
一般構造物予備設計						
擁壁・補強土予備設計						
設計計画		4	箇所			
設計条件の確認		4	箇所			
比較形式選定		4	箇所			
概略設計計算		4	箇所			
基礎工検討		4	箇所			
概略設計図		4	箇所			
協議資料の作成		4	箇所			
概算工事費算出		4	箇所			
比較一覧表作成		4	箇所			
照査		4	箇所			
報告書作成		4	箇所			

第 5 号

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
-------------	---------	-----	-----	-----	-----	-----

[illegible]

第 6 号

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
-------------	---------	-----	----	-----	-----	-----

[illegible]

第 7 号

種 別 内 訳 書

[illegible]

[委託名] 道路予備修正設計（調布 3・4・9 号線）	
第 8 号	種 別 内 訳 書

[委託名] 道路予備修正設計（調布 3・4・9 号線）	
第 8 号	種 別 内 訳 書

[委託名] 道路予備修正設計（調布 3・4・9 号線）	
第 8 号	種 別 内 訳 書

[illegible]

[委託名] 道路予備修正設計（市道E425号線） 第 9 号 種 別 内 訳 書						
種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単位	単 価	金 額 円	摘 要
道路予備設計						
道路予備設計（B）						
縦断設計		0.05	km			
横断設計		0.05	km			
道路予備修正設計（B）						
設計計画		0.05	km			
現地踏査		0.05	km			
道路付帯構造物及び小構造物設計		0.05	km			
用排水設計		0.05	km			
設計図作成		0.05	km			
関係機関との協議資料作成		0.05	km			
概算工事費		0.05	km			
照査及び報告書作成		0.05	km			

[委託名] 道路予備修正設計（市道E425号線）	
第 1 0 号	種 別 内 訳 書

[委託名] 道路予備修正設計（市道E425号線）	
第 1 0 号	種 別 内 訳 書

[委託名] 道路予備修正設計（市道E425号線）	
第 1 0 号	種 別 内 訳 書

[illegible]

[委託名] 道路予備修正設計（市道E425号線）	
第 1 1 号	種 別 内 訳 書

[委託名] 道路予備修正設計（市道E425号線）	
第 1 1 号	種 別 内 訳 書

[委託名] 道路予備修正設計（市道E425号線）	
第 1 1 号	種 別 内 訳 書

[illegible]

[委託名] 道路予備修正設計（市道E425号線）	
第 1 2 号	種 別 内 訳 書

[委託名] 道路予備修正設計（市道E425号線）	
第 1 2 号	種 別 内 訳 書

[委託名] 道路予備修正設計（市道E425号線）	
第 1 2 号	種 別 内 訳 書

[illegible]

[委託名] 道路予備修正設計（市道E425号線）	
第 13 号	種 別 内 訳 書

[委託名] 道路予備修正設計（市道E425号線）	
第 13 号	種 別 内 訳 書

[委託名] 道路予備修正設計（市道E425号線）	
第 13 号	種 別 内 訳 書

[illegible]

特記仕様書

本特記仕様書は、調布市（以下「甲」という。）が、受託者（以下「乙」という。）に委託する「令８調３・４・９号線ほか１路線道路予備修正設計委託」の履行に関し、必要な事項を定めるものである。

1 総則

(1) 適用範囲及び一般事項

本委託は、この仕様書に規定されているもののほか、東京都建設局制定の「設計委託標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）によるものとする。

なお、東京都仕様書の中で東京都若しくは知事とあるものは、調布市若しくは市長と読み替えるものとする。

また、その他標準仕様書及び作業規定等が必要になった場合には、監督員と協議し定めるものとする。

(2) 個人情報の取り扱い

個人情報の保護に関しては、「別紙（個人情報等）」を遵守すること。

(3) 工事情報共有システムの活用

ア 本委託は、監督員及び受託者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る工事情報共有システムの原則活用対象委託である。

イ 活用にあたっては東京都建設局のホームページ

(<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/application/ukeoi>) にて公開されている「東京都工事情報共有システム活用ガイドライン」に基づき実施すること。

ウ 乙は、やむを得ず工事情報共有システムを利用することができない場合、現場着手前に、理由を付して発注者に報告する。

(4) 設計変更

委託契約書第17条から24条までに記載している設計変更等の具体的な考え方や手続きについては、「土木設計委託等設計変更ガイドライン」（東京都）によるものとする。

(5) 再委託

ア 乙は、本業務等の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。

イ 本業務の主要な部分を除く部分に限り、あらかじめ書面又は電磁的記録により委託者の承諾を得た場合にはこの限りではない。

ウ 委託者の承諾が得られた本委託業務の一部を再委託する場合においては、受託者と同様に再委託先においても本業務に係る契約関係書類の内容を遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

エ 本委託業務等の再委託先である協力会社は、東京都の競争入札参加資格者である場合、指名停止期間中及び排除措置中であってはならない。

オ 乙は、再委託の申し出を行う際には、委託者に対して当該委託業務に係る履行体制図等を付属資料として提出しなければならない。

カ 乙は、当該履行体制図等の作成に当たっては、全ての再委託先及び再委託先に行わせる業務について、記載しなければならない。

(6) 東京都契約関係指定暴力団等対策措置要綱

受託に当たり、暴力団等から不当介入を受けた場合（再受託者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。）は、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱に基づき、監督員への報告及び警視庁管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をする事。

2 委託内容

(1) 業務目的

本委託は、過年度成果の「令3調布都市計画道路3・4・9号線測量設計委託」、「調布市西つつじヶ丘4-51ほか調査測量等委託（単価契約）」及び「令6調3・4・9号線道路予備修正設計委託」を基に、今後の詳細設計に資する道路予備修正設計を行うものである。

(2) 旅費交通費

本業務の打合せ等に係る旅費交通費の算定にあたっては、直接人件費の0.63%を計上している。

(3) 資料の貸与

本業務を行うにあたり、貸与する資料は以下のとおりとする。

- ア 令3調布都市計画道路3・4・9号線測量設計委託 報告書
- イ 調布市西つつじヶ丘4-51ほか調査測量等委託（単価契約） 報告書
- ウ 調布市東つつじヶ丘3-49先 舗装補修新設改良等工事（単価契約） 報告書
- エ 令6調3・4・9号線道路予備修正設計委託 報告書
- オ 調布市西つつじヶ丘4-51-39ほか 舗装補修新設改良等工事（単価契約） 報告書

(4) 産業廃棄物の適正処理

本委託に伴い産業廃棄物が発生する場合は、甲乙間で関係法令等を確認し、協議の上、適正に処理すること。

(5) 設計等委託業務の環境改善の取組

本業務の実施にあたっては、業務環境の改善に取り組む「設計等委託業務の環境改善」を考慮するものとする。

設計等委託業務の環境改善の実施にあたっては、東京都建設局ホームページに掲載している「設計等委託業務の環境改善実施要領」に基づき、甲乙間で確認・調整した内容について取り組むものとする。

(6) 本人確認できる顔写真付き証明書の提示

乙は、業務の実施にあたって甲に有資格者として通知した代理人及び主任技術者について、甲から求められた際は資格証等の写しと本人が同一であることを証明する顔写真付きの公的な身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）を提示しなければならない。

なお、顔写真付き証明書が無い場合は、下記に示す異なる2つ以上を提示しなければ

ばならない。

- ・基礎年金番号通知書または年金手帳
- ・金融機関またはゆうちょ銀行の預（貯）金通帳、キャッシュカード、クレジットカード
- ・印鑑登録証明書
- ・住民票の原本

上記により虚偽報告等が明らかとなった場合は、委託等業務成績評定時に減点を行うものとする。

(7) 主任技術者

標準仕様書第1章第1節1.1.7の5に定める主任技術者は、下記に示すいずれかの条件を満たす者とする。

- ア 技術士（総合技術管理部門：建設-道路）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- イ 技術士（建設部門又は道路部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- ウ RCCM（道路部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

(8) 図面の作成

図面の作成にあたっては、建設局が定める「CAD製図基準・同解説」に基づき実施すること。

なお、本基準は東京都建設局ホームページから入手できる。

(9) 業務内容

1. 道路予備修正設計（B）調布3・4・9号線

(1) 設計条件

設計条件は次のとおりとする。

- 1) 道路規格：第4種2級
- 2) 設計速度：V=50km/h
- 3) 道路延長：L=0.24km
- 4) 地形条件：市街地
- 5) 車線数：2車線
- 6) 複断面：無
- 7) 暫定計画：無
- 8) 歩道設計：有
- 9) 道路環境関連施設設計：無
- 10) 特殊法面の設計：無
- 11) 工区ごとの分割：無
- 12) 軟弱地盤の路床入替、在来地盤改良等の設計：無

(2) 設計項目

標準仕様書第3章第7節3.7.2「業務内容」に定める項目に対し、追加及び削除する項目は次に示すとおりとする。

- 1) 追加項目
 - ①縦断設計
 - ②横断設計

上記項目について一部区間の高さ検討及び縦横断の修正を行う。

なお、道路予備設計（B）の単価を適用している。

- 2) 削除項目
 - ①用地幅杭計画

2. 平面交差点予備設計 調布 3・4・9 号線

3. 擁壁・補強土予備設計 調布 3・4・9 号線
関係機関との協議用資料を作成すること。

4. 道路予備修正設計 (B) 市道 E 4 2 5 号線

(1) 設計条件

設計条件は次のとおりとする。

- 1) 道路規格：第4種4級
- 2) 道路延長：L=0.05km
- 3) 地形条件：市街地
- 4) 車線数：1車線
- 5) 複断面：無
- 6) 暫定計画：無
- 7) 歩道設計：無
- 8) 道路環境関連施設設計：無
- 9) 特殊法面の設計：無
- 10) 工区ごとの分割：無
- 11) 軟弱地盤の路床入替、在来地盤改良等の設計：無

(2) 設計項目

標準仕様書第3章第7 節3.7.2「業務内容」に定める項目に対し、追加及び削除する項目は次に示すとおりとする。

1) 追加項目

- ①縦断設計
- ②横断設計

上記項目について一部区間の高さ検討及び縦横断の修正を行う。

なお、道路予備設計 (B) の単価を適用している。

2) 削除項目

- ①用地幅杭計画

5. 打合せ

中間打合せ回数を3回とする。

※「関係機関との協議資料作成」における「関係機関」は、交通管理者等を想定している。

(10) 地元協議等

本業務においては、標準仕様書第1章第1節1.1.15「地元協議等」に規定する協議を行う予定は無い。

(11) 成果品の提出

成果品の提出は以下のとおりとする。

- | | |
|----------------------|-----|
| ア 報告書 | 2 部 |
| イ 電子データ（CD-RまたはDVD） | 2 部 |
| ウ その他協議の上で必要と認められる資料 | 一式 |

※本業務は電子納品対象業務として、「東京都建設局電子納品運用ガイドライン」に基づき作成すること。

※成果品の納入後に、内容に不備が認められた場合は、速やかに乙の責任において修正するものとする。

※成果品に係る一切の権利は、原則として委託者である甲に帰属するものとする。

(12) 「環境により良い自動車利用」について

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- ア 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(13) 留意点

ア 設計にあたっては、交差する調布都市計画道路事業3・4・17号狛江仙川線（東京都施行）との整合性について十分考慮すること。

イ 乙は、交通管理者との協議に必要な資料を作成するものとする。

情報セキュリティの確保に関する特記仕様書

1 サイバーセキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

受託者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

2 業務の推進体制

- (1) 受託者は、契約締結後直ちに委託業務を履行できる体制を整えるとともに、当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所についての記載並びにこの特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。
- (2) 委託業務の従事者に対し、個人情報及び機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。
- (3) (1)、(2)の事項に変更が生じた場合、受託者は速やかに変更内容を委託者に提出すること。

3 業務従事者への遵守事項の周知

- (1) 受託者は、この契約の履行に関する遵守事項について、委託業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。
- (2) 受託者は、(1)の実施状況を書面にし、委託者に提出すること。

4 秘密の保持

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

5 目的外使用の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

6 複写及び複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、委託者が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる情報（以下「委託者からの貸与品等」という。）を、委託者の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

7 情報の保管及び管理

受託者は、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 全般事項

ア 契約履行過程

- (ア) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。
 - a 委託者からの貸与品等の使用及び保管管理
 - b 仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）、契約目的の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等）の作成、使用及び保管管理

- c 委託者との受け渡しに利用する外部記録媒体の使用及び保管管理
(受け渡しの都度、コンピュータウイルスチェックを実施すること。)
- d その他、仕様書等で指定したもの
- (イ) 委託者から(ア)の内容を確認するため、委託業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

イ 契約履行完了時

- (ア) 委託者からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに委託者に返還すること。
- (イ) 契約目的物の作成のために、委託業務に係る情報を記録した一切の媒体(紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物。以下「記録媒体」という。)については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該業務に係る情報を全て消去すること。

ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定の全てに従うこと。

エ 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び委託者からの貸与品等の紛失、滅失及びき損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

(2) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

委託者からの貸与品等及び契約目的物に記載された個人情報は、全て委託者の保有個人情報である(以下「個人情報」という。)。また、委託者が機密を要する旨を指定して提示した情報及び委託者からの貸与品等に含まれる情報は、全て委託者の機密情報である(以下「機密情報」という。)。ただし、委託者からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、委託者から受託者に提示した後に受託者の責めによらないで公知となった情報、及び委託者と受託者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。

個人情報及び機密情報の取扱いについて、受託者は、以下の事項を遵守しなければならない。

- ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。
- イ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。
- ウ 委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること。
- エ 個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。
- オ (1) イ(イ)において、個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により委託者に報告して、委託者の承諾を得ること。
- カ (1) エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、滅失、毀損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。
- キ カの事故が発生した場合、受託者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、委託者に可能な限り情報を提供すること。
- ク (1) エの事故が発生した場合、委託者は必要に応じて受託者の名称を含む当該事

故に係る必要な事項の公表を行うことができる。

8 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。
- (2) (1)の書面又は電磁的記録には、別に定めるもののほかに以下の事項を記載するものとする。
 - ア 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び機密情報については特に明記すること。）
 - イ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。）
 - ウ 再委託先がこの特記仕様書の1及び3から7までに定める事項を遵守する旨の誓約

9 実地調査及び指示等

- (1) 委託者は、必要があると認める場合には、受託者の作業場所の実地調査を含む受託者の作業状況の調査及び受託者に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができる。
- (2) 受託者は、(1)の規定に基づき、委託者から作業状況の調査の実施要求又は委託業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。
- (3) 委託者は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとする。

10 情報の保管及び管理等に対する義務違反

- (1) 受託者又は再委託先において、この特記仕様書の3から7までに定める情報の保管及び管理等に関する義務違反又は義務を怠った場合には、委託者は、この契約を解除することができる。
- (2) (1)に規定する受託者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって委託者が損害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

11 運搬責任

この契約に係る委託者からの貸与品等、個人情報及び契約目的物の運搬は、別に定めるものを除くほか受託者の責任で行うものとし、その経費は受託者の負担とする。

第1章 総則

(秘密等の保持)

第1条 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をこの契約以外の目的で他人に知らせ、また、この契約以外の目的に利用してはならない。

2 受託者は、この契約が終了し、又は解除された後においても、前項の規定を遵守しなければならない。

(個人情報等の取扱い)

第2条 受託者は、この契約による業務を処理する上で、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に定める個人情報等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第9号に定める特定個人情報を含む。以下同じ。）を取り扱う場合は、個人情報保護法その他関係法令の規定に従い、個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

(受託者に提供する個人情報等の範囲)

2 この契約による業務の処理に際して、東京都が受託者に対して提供する個人情報等（以下「東京都提供個人情報等」という。）がある場合、東京都は、その提供する個人情報等の件名及び件数等について、東京都提供個人情報等一覧（目録A）に記載し、事前にその旨を明示する。

なお、この契約による業務の処理に際して、受託者が都民及び東京都以外の第三者から直接取得する個人情報等（以下「受託者取得個人情報等」という。）がある場合、東京都は、その取得が予定される個人情報等の件名や件数等について、可能な限り具体的に見積を行った上で、その内容を、受託者取得個人情報等一覧（目録B）に記載し、事前にその旨を明示する。

この場合、受託者は、業務の進捗等を報告するにあたって、必要に応じ、目録B「受託者取得個人情報等一覧」の記載内容を修正し、東京都に報告するものとする。受託者取得個人情報等のうち、目録に定めがないものについては、東京都及び受託者間で別途合意をした上で、当該受託者取得個人情報等の処理権限を定めるものとする。

(表明保証)

3 受託者は、この契約において取り扱う個人情報等を処理する場合には、その作成、取得及び提供等について、個人情報保護法に定められている手続を履行していることを保証するものとする。

(権限)

4 受託者は、この契約で明示的に規定されるものを除き、この契約において取り扱う個人情報等について開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び提供の停止を行うことのできる権限を有しない。

(個人情報の保護)

5 受託者は、この契約による業務を処理する上で個人情報を取り扱う場合、東京都個人情報取扱事務要綱（平成17年3月31日付16生広情報第708号）第2に定める管理体制及び建設局が定める安全管理基準（建設局HP <https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/about/jouhoukoukai-potal/>参照）と同等以上の水準により個人情報を保護しなければならない。

第2章 安全管理体制

(責任体制の整備)

第3条 受託者は、個人情報等の安全管理について、内部における責任体制（個人情報等の漏えいの発生等に備えた連絡・対処体制を含む。）を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者、従事者)

第4条 受託者は、この契約による個人情報等の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ東京都に届け出なければならない。

これらを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 受託者は、責任者に、従事者が本特記仕様に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。また、受託者は、従事者に、責任者の指示に従い本特記仕様を遵守させなければならない。
- 3 受託者は、責任者及び従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 4 受託者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても、受託業務により知り得た個人情報等を他に漏らしてはならないことなど、個人情報保護に関して必要な事項の周知徹底をしなければならない。

(派遣労働者)

第5条 受託者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第1条に準ずるものとする。

- 2 受託者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と派遣元との契約内容にかかわらず、東京都に対して派遣労働者による個人情報等の処理に関する責任を負うものとする。

(従事者等の教育及び研修)

第6条 受託者は、個人情報等の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、責任者及び従事者に対し、個人情報保護法における東京都の機関及び受託者の義務並びに本特記仕様において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

- 2 受託者は、前項の教育及び研修の実施に関して計画を定めなければならない。この計画には、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えいが生じた際に負う民事上並びに刑事上、行政上の責任等に関する事項を含むものとする。
- 3 受託者は、第1項の教育及び研修は、責任者及び従事者にこの契約による業務を行わせる前に少なくとも1回は行わなければならない。

(再委託)

第7条 受託者は、個人情報等の処理について再委託（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）への委託を含む。以下同じ。）を行う場合、個人情報等を適切に管理する能力を有しない事業者を選定しないようにするために、再委託しようとする業者名及び次の各号に規定する項目を記載した書面を東京都に通知し、東京都個人情報取扱事務要綱第7.7に定める東京都の承諾を得なければならない。再委託の内容を変更する場合又は選定した業者が個人情報等を適切に管理する能力を有しないことが判明した場合において別の業者に変更す

る場合も同様である。

- (1) 再委託を行う業務の内容及び事業執行場所
 - (2) 再委託で取り扱う個人情報等の目録
 - (3) 再委託の期間
 - (4) 再委託が必要な理由
 - (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
 - (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
 - (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
 - (8) 再委託の相手方に対する個人情報保護法第25 条等に基づく監督方法
- 2 前項の場合、受託者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、東京都に対して再委託の相手方による個人情報等の処理に関する責任を負うものとする。
- 3 受託者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報等の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。
- 4 受託者は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、東京都の求めに応じて、その状況等を東京都に適宜報告しなければならない。
- 5 受託者は、前項の管理監督とは別に、再委託の相手方における責任者及び従事者に対して、この契約による業務を行わせる前に、少なくとも1回は第6条第1項に定めるものと同等以上の教育及び研修を行わせなければならない。

（目的以外の利用禁止）

第8条 受託者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報等又は東京都から引き渡された文書等（当該文書に記録された個人情報の全部又は一部を複製及び転写等した他の媒体を含む。以下、本特記仕様において同じ。）を東京都の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複製、複製等の禁止）

第9条 受託者は、この契約による業務を処理するため東京都から引き渡された文書等を東京都の指示又は承諾を得ることなく複製又は複製若しくは転写してはならない。

（個人情報等の安全管理）

- 第10条 受託者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報等又は東京都から引き渡された文書等に記録された個人情報等を漏えい、漏示、毀損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該個人情報等を安全に管理しなければならない。
- 2 受託者は、東京都から文書等の引き渡しを受けた場合は、東京都に受領書を提出する。
 - 3 受託者は、第1項の個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ東京都に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。東京都は、必要に応じて作業場所の現況を確認するものとする。
 - 4 受託者は、東京都が承諾した場合を除き、第1項の個人情報等を作業場所から持ち出してはならない。
 - 5 受託者は、第1項の個人情報等を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ東京都に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。

- 6 受託者は、第1項の個人情報等について郵便等発送、電子メールその他アプリケーションの利用等により外部に送付する場合は、その方法（以下「送付方法」という。）を特定し、あらかじめ東京都に届け出なければならない。その特定した送付方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 7 受託者は、従事者をして前項に基づき届け出た送付方法により第1項の個人情報等を送付させる場合は、次の各号を遵守させなければならない。
 - (1) 送付先及び送付物に誤りがないか確認すること。
 - (2) 送付先の情報及び送付内容が第三者に知られないようにすること。
 - (3) 送付物の内容により適切な送付方法を選択すること。
 - (4) 上記(1)及び(2)について従事者による送付の都度複数人により確認すること及び上記(3)について責任者が了解していることその他責任者が指示した安全対策を講じること。
- 8 受託者は、この契約による業務を処理するために使用することとしたパソコン等（外部記録媒体を含む。以下同じ。）以外のパソコン等を使用してはならない。
- 9 受託者は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他情報漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
なお、クラウドサービスを利用する場合は、クラウドサービスに対する各種の認定・認証制度（ISMAP、ISO/IEC27001・27017・27018、JISQ27001 等）の適用状況から、クラウドサービスの信頼性が十分であることを総合的・客観的に評価し選定すること。
- 10 受託者は、第1項の個人情報等を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報等は、金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報等を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報等を電子データで保管する場合、当該データが記録された外部記録媒体及びそのバックアップの保管状況及び個人情報等の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報等を管理するための台帳を整備し、個人情報等の受け渡し、利用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

（個人情報等の帰属及び返還、廃棄又は消去）

- 第11条 東京都から引き渡された文書等に記録された個人情報等のほか、この契約による業務を処理するために東京都の指定した様式により、及び東京都の名において、受託者が取得、作成、加工、複写又は複製等した個人情報等は、東京都に帰属するものとする。
- 2 受託者は、この契約による委託業務完了時に、東京都の指示に基づいて、前項の個人情報等を返還、廃棄又は消去しなければならない。
 - 3 受託者は、第1項の個人情報等を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報等が判読又は復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
 - 4 受託者は、パソコン等に記録された第1項の個人情報等を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、当該個人情報等が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
 - 5 受託者は、第1項の個人情報等を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を東京都に提出しなければならない。ただし、他の法令

に基づき受託者において一定期間の保管が義務付けられている個人情報等については、受託者は、廃棄又は消去できない個人情報等の概要に関する情報（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去しない根拠法令、責任者、法令に基づき予定される廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を上記証明書に記載すること。

- 6 受託者は、廃棄又は消去に際し、東京都が立会いを求めたときはこれに応じなければならない。

第3章 事故対応及び検査

（漏えい等発生時の対応）

- 第12 条 受託者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合は、その事態に係る帰責の有無にかかわらず、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を東京都に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、前項の事態が生じた場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該事態が生じた旨を当該漏えい等に係る個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。この場合、受託者は、当該措置に係る費用を負担することとする。
 - 3 受託者は、東京都と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該事態に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。この場合、受託者は、東京都が事実関係の公表にあたって受託者の名称及び代表者氏名を公表することがあることを承諾するものとする。

（立入調査等）

- 第13 条 東京都は、この契約による業務の処理に伴う個人情報等の取扱いについて、本特記仕様の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、受託者に報告を求めること及び受託者の作業場所を立入調査することができるものとし、受託者は、東京都から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、再委託を行なう場合は、前項と同等の措置を講じるよう再委託の相手方に対して求めなければならない。また、受託者は、必要に応じて東京都が再委託の相手方に報告を求めること及び再委託の相手方の作業場所を立入調査できるよう、必要な調整を行うものとする。この限りにおいて、受託者は、再委託の相手方の作業場所を立入調査できるように調整した記録（再委託の相手方に連絡した日時及び連絡内容、連絡の結果による再委託の相手方の返答内容など）を、東京都の求めに応じて書面により報告しなければならない。

第4章 契約解除及び損害賠償等

（契約の解除）

- 第14 条 東京都は、受託者が本特記仕様に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務を解除することができるものとする。
- 2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、東京都にその損害の賠償を求めることはできないものとする。
 - 3 受託者が、第1項の規定に基づき契約を解除された場合、東京都は、受託者の名称及び違反事実を公表することができる。

(損害賠償等)

第15 条 受託者の故意又は過失を問わず、受託者が本特記仕様に定める義務に違反し、又は怠ったことにより東京都が損害を被った場合には、東京都にその損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、第12 条第 1 項に規定する事態に起因又は関連して第三者との間で紛争、クレーム又は請求（以下「紛争等」という）が生じた場合には、直ちに東京都に対して書面により通知するものとし、かつ、自己の責任及び費用負担において、当該紛争等を解決することとする。

3 受託者は、第12 条第 1 項に規定する事態に起因又は関連して、東京都が被った損害又は損失及び費用（漏えい等した個人情報の本人（以下「被害者」という。）から東京都に対してなされる訴訟並びに慰謝料その他の損害賠償の請求その他紛争解決手段の行使に対応するために東京都において発生した費用を含む。以下「損害等」という）が生じた場合、東京都の求めに応じて、当該損害等の全部又は一部を補償する。

(その他)

第16 条 受託者は、建設局が定める安全管理基準及び本特記仕様の解釈等、個人情報等の取扱いについて疑義を生じた場合、その都度東京都に確認し、本業務を行うこと。この限りにおいて、東京都は、東京都の情報セキュリティ管理体制の維持に支障がない範囲で受託者に対して情報提供を行うものとする。

第17 条 第15 条の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、受託者が再委託等（再々委託及びそれ以降の委託を含む。）をした相手方において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

目録A 東京都提供個人情報等一覧（東京都→受託者）

No	件名	件数(本人の数)	媒体	備考

目録B 受託者取得個人情報等一覧（受託者→東京都）

No	件名	件数(本人の数)	媒体	備考